

規則

埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県教職員住宅管理規則（昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「承認をしたときは」の下に「、指定入居日（次条第一項に規定する指定入居日をいう。）から起算して十年を超えない期間を入居承認期間として定め」を加え、同条に次の一項を加える。

4 教育長は、特に必要があると認めた場合は、入居承認期間（この項の規定により延長された入居承認期間を含む。以下この項、第十九条第一項第四号及び様式第二号の二において同じ。）を延長することができるものとし、入居承認期間を延長したときは、様式第二号の二の教職員住宅入居承認期間延長通知書を所属長を経て教職員住宅に入居している者（以下「入居者」という。）に交付するものとする。

第十条中「教職員住宅に入居している者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

入居者（第一号に該当することとなつた場合には、その該当することとなつたときにおいてその者と同居していた者。）は、第一号から第三号まで又は第五号に該当することとなつた場合においてはその該当することとなつた日から三十日以内、第四号に該当することとなる場合においてはその該当することとなる日までに、当該教職員住宅を明け渡さなければならない。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 入居者が教職員でなくなつたとき。
- 三 入居者が第四条に規定する入居者の資格を失つたとき。
- 四 入居承認期間が満了するとき。
- 五 前条の規定により入居者が明渡しを請求をされたとき。

様式第二号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 入居承認期間

年

月

日

～

年

月

口

様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2（第七条関係）

教職員住宅入居承認期間延長通知書

第 号

所属所名

職名・氏名

下記のとおり教職員住宅の入居承認期間を延長したので通知します。
なお、入居承認期間以外の承認事項について変更はありません。

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 印

記

1 入居教職員住宅 (所在地) 号室)

2 現在の入居承認期間
年 月 日 ～ 年 月 日

3 延長した期間
年 月 日 ～ 年 月 日

附 則

- 1 この規則は平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県教職員住宅管理規則第七条第三項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会教育長は、次の各号に掲げる者について当該各号に定める日から起算して十年を超えない期間を入居承認期間として定めることができる。
 - 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において引き続き教職員住宅に入居している者及び施行日前に教職員住宅入居承認書（当該承認書に記載された指定入居日が施行日前のものに限る。）の交付を受けた者 施行日
 - 二 施行日前に教職員住宅入居承認書（当該承認書に記載された指定入居日が施行日以降のものに限る。）の交付を受けた者 当該指定入居日